

審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾、輪島、珠洲の各警察署及び鶴来、穴水、能登の各庁舎へ申請した場合は14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：石川県警察本部運転免許課免許係又は大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾の各警察署管内に住所を有する者は住所地を管轄する警察署交通課、白山警察署管内に住所を有する者は鶴来庁舎免許係、輪島、珠洲の各警察署管内に住所を有する者は住所地を管轄する警察署の交通課若しくは分庁舎免許係
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部運転免許課免許係（電話076-238-5901内線323）
備 考：